

ID: 147

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	使用料等の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市総合福祉センター条例 第19条第2項において読み替える場合の第15条第2項ただし書		
例規番号	平成18年条例第110号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等)</p> <p>第15条 利用料金及び冷暖房料並びに浴室利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金及び冷暖房料並びに浴室利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金及び冷暖房料並びに浴室利用料金をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、利用料金及び冷暖房料並びに浴室利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日